

## 第5編 事故対策計画

### 第1章 事故対策の総則

#### 第1節 想定する事故災害

本市の想定する事故災害は、市民の生命、身体若しくは財産に重大な被害を及ぼし、また、社会的に影響を与える以下の事故災害とする。

- 1 大規模火災
- 2 危険物等災害
- 3 放射性物質事故災害
- 4 道路災害
- 5 鉄道事故災害
- 6 航空機事故災害

#### 第2節 事故対策の基本方針

##### 第1 事故対策の基本的考え方

本市の事故対策は、想定する事故に応じて、災害発生の予防対策を定める「予防計画」、及び災害が発生した場合、効果的な応急対策活動を定める「応急対策活動計画」を策定するものとする。

##### 第2 事故対策の目標

本市の事故対策は、事故災害の発生を予防するとともに、事故が発生した場合の甚大な被害に対応し、被害を最小限にとどめる対策を目標とする。

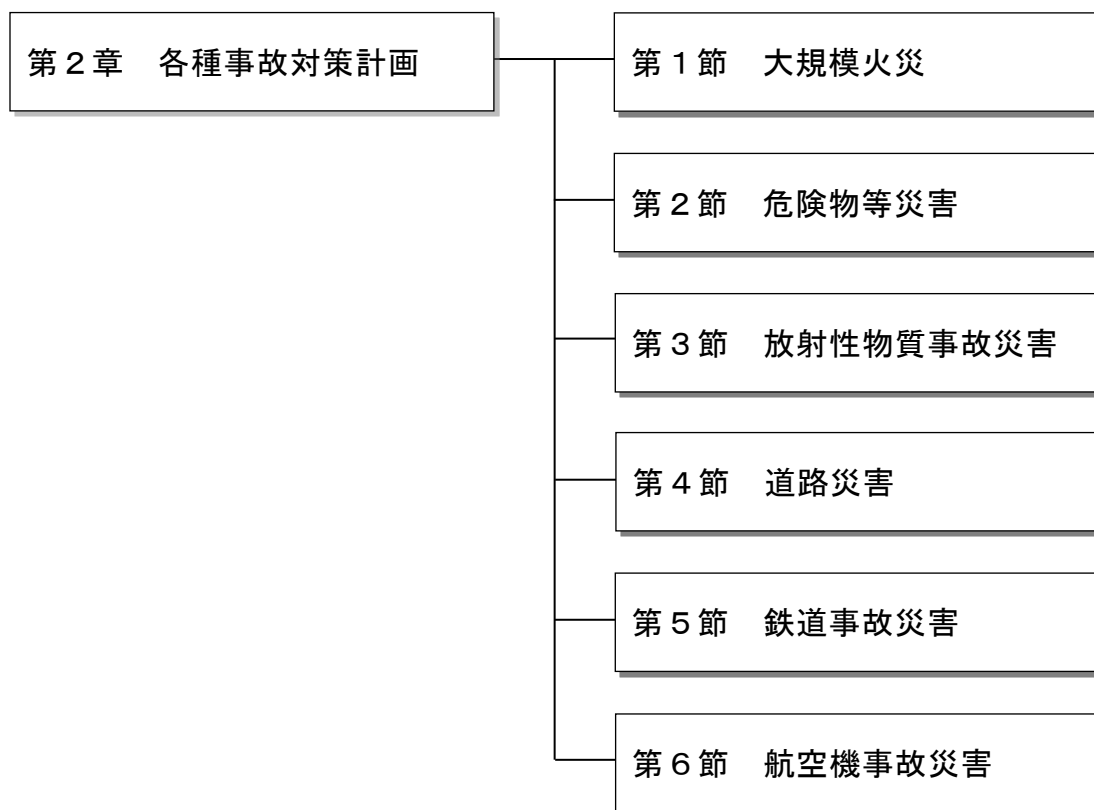
## 第2章 各種事故対策計画

本章では、『本編 第1章「第1節 想定する事故災害」(事故-1)』で想定した各種事故災害について、予防計画及び応急対策活動計画を定める。

なお、応急対策活動については、災害対策本部を設置する前は、発生した事故災害に関係する課で実施するものとし、災害対策本部設置後は、『「第2編 第3章 第1節「第3 非常配備体制と組織図」(P119~120)、「第4 非常配備体制と事務分掌」(P121~129)』に準じ、実施するものとする。

また、復旧及び復興に関する事項は、『第2編「第4章 震災復旧復興計画」』及び『第3編「第4章 風水害復旧復興計画」』に準じ、実施するものとする。

### 《施策の体系》



## 第1節 大規模火災

### 第1 大規模火災予防計画

大規模な火災の予防を図るため、建築物の不燃化や災害に強い都市構造の形成などに努めるとともに、消防体制や消防団の組織、消防施設の強化等を推進する。

また、平時からの情報通信体制の整備、関係機関との連携、資機材の整備、防災意識の普及啓発を進める。

#### 1.1 防災都市づくりの推進【都市計画課、危機管理課】

市は、火事による被害を軽減し、延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の耐震・不燃化、避難路、避難地・緑地等の配置による延焼遮断帯の確保、土地区画整理事業等による市街地の面的な整備、水面・緑地帯の計画的確保、防火地域及び準防火地域の防火性に配慮した地区計画などの的確な指定等を行い、災害に強い都市構造の形成を図るものとする。

また、火災の延焼拡大の危険性が高い地域や消防活動が困難な地域等を中心に、耐震性貯水槽や防火水槽、消火栓の整備を推進するとともに、プール、自然水利等の消防水利の確保に努めるものとする。

#### 1.2 火災に対する建築物の安全化【都市計画課、消防本部】

##### (1) 消防用設備等の維持管理

消防本部は、多数の者が出入りする事業所等の高層建築物、病院及びホテル等の消防用設備等が災害時にその機能を有効に発揮できるよう、事業者による定期的な点検や適正な維持管理を促進する。

##### (2) 建築物の不燃化

建築物の不燃化を促進するため、次の対策を推進するものとする。

- 都市計画法第8条第1項第5号の規定による防火地域及び準防火地域の指定拡大
- 消防法第7条の規定による建築同意制度の効果的な運用
- 高層建築物等に係る防災計画指導

#### 1.3 火災発生原因の制御【消防本部】

##### (1) 建築物の防火管理体制

消防本部は、消防法第8条に規定する防火対象物には、必ず防火管理者を選任させるものとする。防火管理者は、当該建築物についての消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の整備点検等、防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図るものとする。

##### (2) 予防査察指導の強化

消防本部は、消防法の規定に基づいて、防火対象物の用途、地域等に応じて計画的な予防査察を行い、常に区域内の防火対象物の実態を把握しておくとともに、火災発

生危険箇所の発見に努め、その安全の確保に万全を期すよう関係者に対して指導するものとする。

**(3) 高層建築物等の火災予防対策**

消防本部は、高層建築物、社会福祉施設等に対し、消防訓練の実施、消防用設備の維持管理等について、指導徹底を図るものとする。

**(4) 火災予防運動の実施**

市民に火災予防思想と具体的な予防知識を普及するため、消防本部は、関係機関の協力を得て、年2回春季と秋季に火災予防運動を実施するものとする。

**(5) 火災防御検討会の開催**

消防本部は、大規模火災又は特殊な原因による火災について、県と連携して火災防御検討会を定期的に開催し、防御活動の細部にわたって検討を加え、将来の消防活動及び教養の資料とするものとする。

**1.4 消防計画の作成【消防本部】**

消防本部は、以下の事項に留意した消防計画を策定する。

**(1) 組織計画**

消防本部が災害に対処するための事務機構と災害時の部隊の編成を事前に定めるものとする。

**(2) 消防団の充実・強化**

地域のリーダーとしての活動が期待される消防団の充実・強化を図る。

計画の策定に当たっては、資機材の充実、訓練、意識の高揚等に配慮する。

**(3) 消防施設整備計画**

消防力の現況を把握し、施設の整備拡充と人員の確保を図り、消防力の整備指針にのっとり社会構造の変化に対処できる増強計画とする。計画は通常5箇年次の整備計画とし、消防力等の更新についても併せて検討するものとする。

**(4) 調査計画**

消防機関が災害に対して、適切な防御活動を行うことができるよう、消防地図、地理、水利及び災害危険区域等を調査するための実施計画を策定するとともに、実地調査の結果に基づき、大規模な災害の発生を予想した被害想定図を作成する。

**(5) 教育訓練計画**

消防機関がその任務を達成するためには、消防職員、団員の資質の向上を図る必要があることから、教育訓練計画には基礎訓練を重点的に取り上げる。また、消防対象物に応じた防御知識の習得と技能の向上を図るよう指導する。

**(6) 災害予防計画**

科学技術及び産業経済の発展と社会生活の向上によって災害の危険性が増大するとともに、複雑多様化しているため、火災を発生させるおそれのある施設、設備、器具及び危険物等の予防審査を行うとともに、一般市民の災害予防に対する協力体制を確立する。

**(7) 警報発令伝達計画**

異常気象時に災害を未然に防止するため、火災警報の発令及び解除の基準を定め、

その伝達及び周知方法等を計画する。

**(8) 情報計画**

災害情報収集、報告は災害に対処するうえで重要なものであるから、これらが的確に行われるための体制を確立する。

**(9) 火災警防計画**

地形別、地域別、構造別、気象別等に火災の特性を把握し、消防力を有機的かつ、合理的に運用できる警防計画を確立し、防御効果を高度にあげるよう消防職員、団員に習熟させるものとする。

**(10) 風水害等警防計画**

風水害等を警戒、防御するための消防団員の招集、出動体制及び水防関係機関との協力体制等についての計画を定めておく。

**(11) 避難計画**

避難の勧告、指示、避難経路、避難先等を具体的に定める。

**(12) 救急・救助計画**

生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対する救急・救助が的確に行われるよう計画を定める。

**(13) 応援協力計画**

大規模災害の発生に際して、消防本部のみでこれに対処することができない場合等に相互に応援協力するため、消防機関相互間及び関係機関等との間の協力体制を確立しておく。応援協定は、口頭又は習慣によることなく、必ず文書をもって締結しておくものとする。

**1.5 火災予防対策の充実【消防本部】**

**(1) 火災等の防止**

出火要因には、ガス、石油、電気等の火気使用設備・器具のほか、危険物、化学薬品等からの出火が考えられるため、相当数の火災が予想される。このため、出火の危険につながる要因を個々に分析、検討し、必要に応じて規制の強化を図る。

また、市民に対しては、防災意識の高揚と防災行動力の向上を図ることによって災害時における出火をできる限り防止する。

① 予防査察

市内の防火対象物及び危険物施設等に対し、査察年間計画及び消防長、署長、予防課長が特に必要と認めたとき、並びに火災予防上緊急を要する場合に実施し、不備事項等について必要な措置を講じる。

査察対象物の区分は、次のとおりとする。

区分	用途・施設
第1対象	政令対象物のうち特定防火対象物
第2対象	政令対象物のうち特定防火対象物以外の防火対象物
第3対象	危険物製造所等
第4対象	少量危険物貯蔵取扱所、指定可燃物貯蔵取扱所、高圧ガス関係施設
第5対象	第1対象から第4対象以外の消防対象物

② 予防広報

各家庭における出火防止措置の徹底を図るため、全国火災予防運動（年2回）を中心として歳末特別警戒時や各種イベント開催に併せ、ポスター掲示、チラシ配布及び防災機器の展示を行うとともに、機会あるごとに広報誌を通じ、啓発活動の実施に努める。

**(2) 初期消火体制の強化**

延焼火災を防止するためには、出火の未然防止とともに、特に初期消火対策が重要である。このため、消防用設備の適正化、初期消火資機材の普及及び家庭、事業所及び地域における自主防災体制を充実強化し、防災教育、防災訓練により市民の防災行動力を高め、初期消火体制の確立を図る。

**<現況>**

① 消防用設備の設置指導

消防法に基づき、建築確認申請時に消防用設備の適正な設置を指導している。

② 初期消火資機材の設置促進

初期消火資機材の設置が義務付けられた事業所に対する指導を行うとともに、任意設置の一般家庭に対しては、住宅用消火器の必要性をPRしている。

③ 事業所における自主防災体制

消防法第8条に規定する防火対象物の管理について権限を有する者は、資格を有する者のうちから防火管理者を定め、消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の維持管理、その他防火管理上必要な業務を行わせる義務がある。

消防本部では、選任された防火管理者に対して防火管理業務の適正執行を指導助言している。

④ 地域における自主防災体制

自治会等の地域単位で実施する消火訓練に際して訓練指導を行い、初期消火の重要性を啓発している。

**<計画>**

① 地域住民の初期消火力の整備

消防本部の消防力には限界があることから、地域の自主防災体制を充実する必要がある。そのため、自主防災組織の育成を図り、市民による消火器消火、バケツリレー等初期消火力を高め、消防本部及び消防団等と一体となった地震火災防止のための活動体制を確立する。

② 事業所の初期消火力の強化

事業所独自で行動できるよう自主防災対策の強化を図るとともに、職場での従業員及び周辺住民の安全確保のために、平常時から初期消火等について具体的な対策計画の作成を促進する。

③ 地域住民と事業所の連帯

計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を行い、市民の防災行動力を一層高めていくとともに、家庭、自主防災組織及び事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制を充実強化していく。

(3) 消防団員の確保

消防本部は、消防団員の確保を図るため、次のことに取り組むものとする。

- ① 消防団装備の機械化、軽量化
- ② 中核となる団員の育成及び団員の資質の向上を図る
- ③ 青年層、女性の加入促進

1.6 避難拠点、避難路の整備【 危機管理課、地域福祉課、障がい福祉課、  
長寿支援課、教育総務課、道路課 】

【活動内容等】

第2編 震災対策編

第2章 震災予防計画

第1節 災害に強い都市環境の整備

第3 防災拠点の整備

3.2 避難拠点の整備

3.3 避難路の整備

(P62～63) を準用する。

## 第2 大規模火災応急対策活動計画

### 2.1 災害情報の収集・連絡【関係機関】

#### (1) 大規模火災発生直後の被害情報の収集・連絡

##### ① 市

市は、火災の発生状況、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

##### ② 県、警察

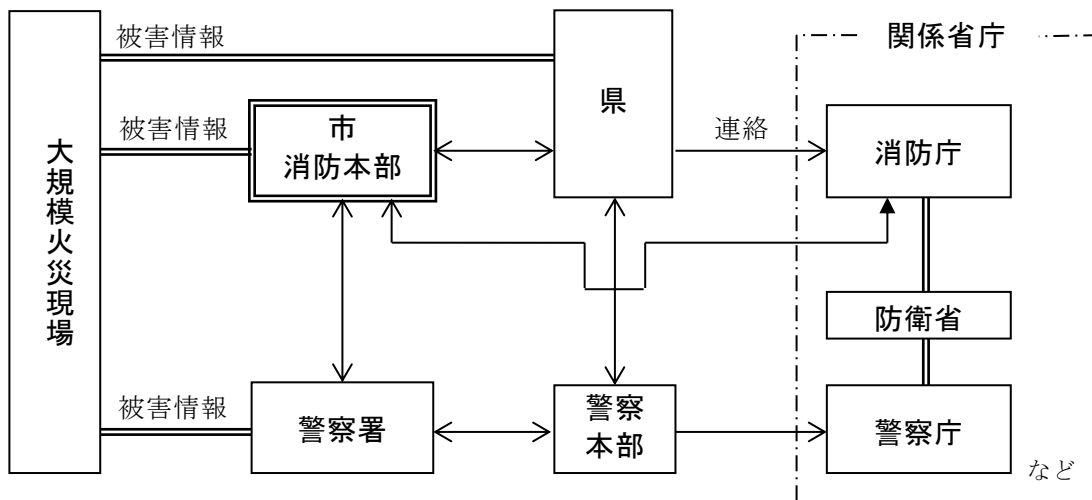
県は、必要に応じヘリコプター等による目視、撮影等による被害情報の収集を行うものとする。

また、市等から情報を収集するとともに、映像情報等の概括的な情報を把握し、これらの情報を、警察、消防庁及び関係省庁に報告するものとする。

#### (2) 大規模火災情報の収集・連絡系統

大規模火災情報の収集・連絡系統は、以下のとおりとする。

#### □大規模火災情報の収集・連絡系統



#### (3) 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

市、県及び関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に情報交換を行うものとする。

#### (4) 通信手段の確保

市及び県等の防災関係機関は、災害発生後直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。また電気通信事業者は、市及び県等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。



## 2.2 活動体制の確立【危機管理課、事業所】

### (1) 市の活動体制

市は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報の収集活動に努めるとともに、災害応急対策を検討し、必要な措置を講じる。

また、大規模な災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、災害応急活動を円滑に行う体制を整えるものとする。

### (2) 事業者の活動体制

火災が発生した事業所の防火管理者は、発災後速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置を講じるとともに、従業員の非常参集、施設利用者の避難誘導、情報収集連絡体制の確立等必要な対策を講じるものとする。

## 2.3 消防本部による消防活動【消防本部】

### (1) 情報収集、伝達及び応援隊の受入準備

#### ① 災害状況の把握

119番通報、かけこみ通報、消防無線、参集職員の情報等を総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

#### ② 把握結果の緊急報告

消防長は、災害の状況を市長（場合によっては知事）に対して報告し、応援要請等の手続きに遅れのないよう働きかける。

#### ③ 応援隊の受入準備

応援隊の円滑な受入れを図るため、準備を行う。

### (2) 大規模火災への対応

火災の発生状況に応じて、それぞれの防ぎよ計画に基づき鎮圧にあたる。その際、以下の原則にのっとる。

#### ① 避難地及び避難路確保優先の原則

火災が大規模に拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。

#### ② 重要地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

#### ③ 消火可能地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

#### ④ 市街地火災消防活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設、危険物輸送中の事故等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分の消防活動を最優先とした消防活動を行う。

#### ⑤ 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護に必要な消防活動を優先する。

⑥ 火災現場活動の原則

- 出場隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の状況を総合的に判断し、行動を決定する。
- 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。
- 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、市民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火造建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

⑦ 救急救助

要救助者の救出救助とその負傷者に対しての応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

【活動内容等】

第2編 震災対策編

第3章 震災応急対策活動計画

第3節 混乱期から実施する活動

第2 消防活動

2.1 消防本部による消防活動

4 救助及び救急活動 (P150~151)

2.4 救出活動 (P153~154) を準用する。

2.4 消防団による消防活動【消防団】

(1) 消火活動

地域における消火活動、あるいは主要避難路確保のための消火活動を、単独又は消防本部と協力して行う。

(2) 救急救助

消防本部による活動を補佐し、要救助者の救出救助と負傷者に対しての応急処置を実施し、安全な場所へ搬送を行う。

(3) 避難誘導

避難の指示又は勧告がなされた場合は、これを市民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら市民を安全に避難させる。

(4) 情報収集

早期に災害情報を収集し、消防本部に連絡する。

(5) 応援隊の受入準備

応援隊の受入準備及び活動地域への案内等を消防本部と協力して行う。

2.5 他消防機関に対する応援の要請【消防本部】

(1) 消防相互応援協定に基づく応援要請

消防長は、消防本部の消防力で対応できない場合には、あらかじめ締結した消防相

互応援協定に基づき他の消防機関に応援を要請する。

**(2) 知事による応援出動の指示等**

市長は、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合には、知事に対して応援を要請する。

**(3) 要請上の留意事項**

① 要請の内容

市長は、応援を要請したいときは、次の事項を明らかにして知事に要請する。要請は緊急を要するため通信により行い、後日文書を提出することとするが、被害が甚大で状況把握すら困難である場合は、その旨を県に連絡し被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

- ア 火災の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由
- イ 応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）
- ウ 応援要請を行う消防隊の種別と人員
- エ 市への進入経路
- オ 応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み

② 応援隊の受入体制

応援隊の円滑な受入れを図るため、応援要請を行う消防機関は、受入体制を整える。なお、緊急消防援助隊については、緊急消防援助隊調整本部が受入体制を整える。

- ア 応援隊の誘導方法
- イ 応援隊の人員、機材数、指揮者等の確認
- ウ 応援隊の活動拠点の確保

**2.6 緊急輸送活動【産業物資班、土木施設班、消防本部、吉川警察署、  
道路管理者】**

**(1) 緊急輸送活動**

市及び消防本部は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

**(2) 交通の確保**

道路管理者及び警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

警察は、道路管理者と連携を保ち、緊急輸送を確保するため道路及び交通状況を迅速に把握し、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

## 2.7 避難対策【 総括班、広報情報班、避難所班、要配慮者支援班、消防本部、消防団 】

**【活動内容等】**

第2編 震災対策計画

第3章 震災応急対策活動計画

第3節 混乱期から実施する活動

第4 避難対策 (P156~170) を準用する。

## 2.8 応急復旧活動【 土木施設班、住宅対策班、関係機関 】

市及び公共機関は、専門技術をもつ人材等を活用するなどして、それぞれの所管する施設設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに行うものとする。

## 2.9 被災者等への情報伝達【 広報情報班、市民支援班、関係機関 】

### (1) 被災者等への情報伝達活動

市及び防災関係機関は、大規模火災の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。また、情報提供に当たっては、防災行政無線、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者への伝達に十分に配慮するものとする。

### (2) 市民への的確な情報の伝達

市は、市民に対し、大規模火災の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達するものとする。

### (3) 関係者等からの問合せへの対応

市は、必要に応じ、発災後速やかに市民や関係者等からの問合せに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置などの体制の整備を図るものとする。また、効果的・効率的な情報の収集、整理及び提供に努めるものとする。

## 第2節 危険物等災害

### 第1 危険物等災害予防計画

危険物質による災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と連携した保安体制の強化や適正な施設の維持管理の保安措置を講ずるための保安教育及び防火思想の啓発等の徹底を図る。

消防本部は、県及び危険物施設管理者と密接な連携を保ち、災害の防止を図る。

#### 1.1 危険物【消防本部、関係機関】

##### (1) 危険物製造所等の整備改善

消防本部は、次により危険物製造所等の整備改善を図る。

- ① 危険物製造所等の位置、構造及び設備が消防法等の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するように指導する。
- ② 立入検査を励行して災害防止の指導をする。
- ③ 危険物取扱いの安全確保のため予防規程の作成遵守を指導する。
  - ア 消防法に基づき、石油タンク、アルコールタンク等に対する固定消火設備が地震に耐え得るよう設備の改善を指導する。
  - イ 停電、断水時においても消火用送水に支障を来さないよう指導する。
  - ウ 防油堤外への石油、アルコール類の流出防止及び道路の亀裂に対しては、あらかじめ十分な土のうと砂利を備蓄するよう指導する。
  - エ 関係各業者に対し、消火用化学資材を増量保有するよう指導する。
  - オ その他県地域防災計画に定められた各項に準じ、消防法に基づいて設備の改善を図るよう指導する。

##### (2) 危険物取扱者制度の運用

消防本部は、次による危険物取扱者制度の効果的な運用を図る。

- ① 危険物保安監督者の選任、解任の届出を徹底させる。
- ② 危険物の取扱いについて技術上の基準を遵守するよう指導する。
- ③ 法定講習会等の保安教育を徹底する。

##### (3) 安全管理

消防本部は、次により施設、取扱いの安全管理を図る。

- ①施設の管理に万全を期するため危険物施設保安員等の選任を指導する。
- ②危険物取扱いの安全確保のため予防規程の作成遵守を指導する。

#### 1.2 高圧ガス【消防本部、関係機関】

消防本部は、県及び施設管理者と連携し、以下の高圧ガス災害予防対策を行なう。

- (1) 高圧ガスの製造、販売、貯蔵、移動及び消費並びに容器の製造等について、高圧ガス保安法の基準に適合するよう検査又は基準適合命令を行い、災害の発生を防止する。
- (2) 経済産業大臣、警察及び消防本部との必要な情報交換等密接な連携のもとに、防災上の指導を行う。

- (3) 埼玉県高圧ガス団体連合会及び埼玉県高圧ガス地域防災協議会と連携して、各種保安講習会等を開催するとともに、高圧ガス保安協会の作成した事故情報を配布するなど防災上の指導を行う。
- (4) 高圧ガス施設における製造保安責任者等の製造現場の責任者が、確実に日常点検及び定期点検等を実施するよう施設の維持管理及び保安教育の徹底等の指導を強化する。

### 1.3 火薬類【消防本部、関係機関】

消防本部は、警察や県と連携し、以下の活動を行う。

- (1) 火薬類の製造、販売、貯蔵、消費、その他の取扱いを武器等製造法及び火薬類取締法の基準に適合するよう指導又は措置命令を行い、公共の安全の確保を図る。
- (2) 経済産業大臣、警察及び消防と協調して取締指導方針の統一、情報交換等を図るほか、必要に応じ関係機関の協力のもとに防災上の指導に当たる。
- (3) 埼玉県火薬類保安協会と連携して、火薬類取扱保安責任者講習会等を開催するとともに、全国火薬類保安協会の作成した事故例の配布を行い、火薬類の自主保安体制の確立を図るなど、防災上の指導に当たる。

(参考) 吉川市内には、火薬類製造所、火薬庫は存在しない。(令和3年4月1日現在)

### 1.4 毒物・劇物【保健所、関係機関】

保健所等の関係機関は、以下の活動を行う。

- (1) 毒物・劇物の製造、輸入、販売、取扱いについて、毒物及び劇物取締法に基づく指導及び立入検査等を行い、災害の発生を防止し、公共の安全を確保する。
- (2) 警察及び消防と協調し、情報交換等を図るほか、必要に応じ関係機関の協力のもとに防災上の指導に当たる。
- (3) 埼玉県毒物劇物協会の協力のもとに、毒物劇物安全管理講習会等を開催して、毒物・劇物の適正管理などについて防災上の指導に当たる。

<現況>

□危険物関連施設（吉川市内）（令和5年4月1日現在）

製造所等の種別	計	製造所	貯蔵所						取扱所			
			屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	給油取扱所	販売取扱所	一般取扱所
計	125	2	32	3	0	24	0	19	0	27	0	18
		2	78						45			

資料) 吉川松伏消防組合

□高圧ガスの取扱施設（吉川市内）（令和5年4月1日現在）

種別		取扱施設数	
製造所	1種【許可】	一般高圧ガス	0
		液化石油ガス	1
		冷凍	0
	2種【届出】	一般高圧ガス	2
		液化石油ガス	0
		冷凍	2
貯蔵所	1種【許可】	1	
	2種【届出】	4	
販売	高圧ガス販売(工業用販売)	18	
	液化石油ガス販売	9	

資料) 埼玉県危機管理防災部化学保安課

□毒物・劇物の取扱施設（吉川市内）（令和5年4月1日現在）

製造所等の種別	計	製造業	輸入業	販売所			業務上取扱者			特定毒物研究者	特定毒物使用者
				一般	農薬用品目	特定品目	電気めっき	金属熱処理	運送		
計	26	2	0	18	3	1	1	0	1	0	0
		2	0	22			2			0	0

資料) 埼玉県草加保健所

## 第2 危険物等災害応急対策活動計画

### 2.1 危険物【事業所】

#### (1) 活動方針

消防法により規制を受ける危険物施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、施設管理者は災害防止のための措置を講じるとともに、直ちに消防本部又は警察等に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに、連携して災害防止の緊急措置を講じる。

#### (2) 応急措置

施設管理者は、現場の消防、警察、関係機関との連絡を密にし、次の措置を講じる。

- ① 危険物の流出及び拡散の防止
- ② 流出した危険物の除去、中和等
- ③ 災害を免れた貯蔵施設等の応急点検及び必要な応急措置
- ④ その他災害の発生又は拡大防止のための応急措置

### 2.2 高圧ガス【消防本部、事業所】

#### (1) 活動方針

高圧ガス保安法により規制を受ける高圧ガス関係の事業所に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、施設管理者は、二次的災害を起こすおそれがあることから作業は必ず中止し、必要に応じガスを安全な場所に移すか又は放出させ、市民の安全を確保するため退避させる等の措置を講じるとともに、直ちに消防本部又は警察等に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに、連携して災害防止の緊急措置を講じる。

#### (2) 応急措置

- ① 高圧ガス災害については、必要に応じて埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領に基づき応急措置を講じるものとする。
- ② 施設等の管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講じる。
  - ア 製造作業を中止し、必要に応じて設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員以外は退避させる。
  - イ 貯蔵所又は充てん容器が危険な状態になったときは、直ちに充てん容器は安全な場所に移す。
  - ウ ア、イに掲げる措置を講じることができないときは、従業者又は必要に応じて付近の市民に退避するよう警告する。
  - エ 充てん容器が外傷又は火災を受けた場合には、充てんされている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、又はその充てん容器とともに、水中に沈め、若しくは地中に埋める。
- ③ 消防長は、災害の防止又は公共の安全の維持のため必要がある場合には、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に規定される液化石油ガスの供給設備及び消費設備について基準適合命令を発する。



## 2.3 火薬類【事業所】

### (1) 活動方針

火薬類取締法により、火薬庫が火災等により危険な状態になった場合においては、その後において二次的大災害を起こすおそれがあることから、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、当面の責任者は応急の措置を講じるとともに、速やかに警察官、消防職員、消防団員等のうち最寄りの者に届け出る。届け出を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに、同時に災害防止の緊急措置を講じる。

### (2) 応急措置

施設管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講じる。

- ① 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて、関係者以外の者が近づくことを禁止する。
- ② 道路が危険であるか又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を付近の水溝等の水中に沈めるなど安全な措置を講じる。
- ③ 搬出の余裕がない場合は、火薬庫にあっては入口窓などを目張等で完全に密閉し、木部には消火措置を講じるとともに、爆発により災害を受けるおそれのある地域への立入禁止や危険区域内の市民等を避難させるための措置を講じる。

## 2.4 毒物・劇物【保健所、事業所】

### (1) 活動方針

毒物・劇物取扱施設に係る災害が発生し、不特定、又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、施設管理者は直ちにその旨を保健所、警察又は消防に届け出ることとし、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じる。

また、届け出を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに、災害防止の緊急措置を講じる。なお、特殊な災害に対処するために、特に必要があると認められる場合には、消防庁長官の指示による緊急消防援助隊の特殊災害部隊(毒劇物対応隊)により、応急措置を講じる。

### (2) 応急措置

施設管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講じる。

- ① 毒物・劇物の流出等の防止措置及び中和等の除外措置を講じる。
- ② 災害を免れた貯蔵設備等の応急点検及び必要な災害防止措置を講じる。
- ③ 毒物・劇物による保健衛生上の危害が生じる災害発生時の中和、消火等の応急措置及び緊急連絡、要員、資材確保など活動体制を確立する。

## 2.5 NBC災害による人身被害対策【危機管理課、消防本部、関係機関】

### (1) 市の活動方針

市は、市内にNBC災害による人身被害が発生した場合は、法令、県地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体の協力を得て、応急対策の実施に努めるものとする。

## (2) 応急措置

### ① 原因解明

人身被害発生直後は、原因物質の特定が不可能な状況が予想されるため、通報を受けた防災関係機関は、迅速、確実な原因解明に努め、応急措置の速やかな実施に努める。

『【資料】第5. 1「NBC災害による人身被害の連絡通報体制」』参照

### ② 情報収集

市は、市内に人身被害が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関して市で既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。

### ③ 立入禁止等の措置

市は、警察及び消防本部と連携し、法令の定めるところにより人身被害に関わる建物、車両、船舶その他の場所への立入りを禁止し、またこれらの場所にいる者を退去させる。

### ④ 救出・救助

消防本部は、警察、市と協力して、救出・救助活動に当たる。

### ⑤ 避難誘導

市長又は警察官等は、被害拡大のおそれがあると認められたときは、必要に応じて被害現場周辺の市民に対して避難の勧告又は指示を行うものとする。

### ⑥ 応援要請

市は、毒性ガス発生事件と推測される場合には、県及び他の市町村と緊密な連絡を図るとともに、市長は必要に応じて県に対し自衛隊の派遣要請を行う。

## 第3節 放射性物質事故災害

### 第1 放射性物質事故災害予防計画

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故では、その影響は広範囲に拡大し、本市にも大きな影響が及んだところである。

本計画では、核燃料物質・放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）が一般環境中に飛散する等の事故（以下「放射線関係事故」という。）が発生した場合の影響の甚大性に鑑み、その迅速かつ円滑な対応を図るため、特に地域防災計画にその予防計画、及び応急対策活動計画を定めるものとする。

なお、本市には、放射性同位元素取扱施設が所在するほか、本市を通過している常磐自動車道を使用して、核燃料物質が運送されている。また、本市には原子力施設はないが、福島第一・第二原子力発電所のほか、東海第二原子力発電所、柏崎刈羽原子力発電所及び浜岡原子力発電所といった、本市から比較的近い場所に原子力発電所が立地している。

#### （参考）東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い発生した放射性物質への市の対応

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い発生した放射性物質は、関東まで飛散し、特に千葉県の東葛地区、そして本市を含む埼玉県の一部地域では、その影響により、周辺市町村に比べ空間線量が高い値を示すこととなった。

その結果、小さな子どもを持つ保護者等から不安の声が市に寄せられたため、市として「吉川市における空気中の放射線量に関する当面の考え方」（平成23年7月。以下「当面の考え方」という。）を示し、国等から統一的な基準が示されるまでの間の対応を図った。

それと併せ、月1回、市内学校施設や保育所、公園など27箇所における放射線量の測定を行い、「当面の考え方」に基づき、比較的空間線量の高い箇所では、活動の制限を促すなどの対応を実施した。

その後、国の「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年法律第110号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）に対応することを見越し、11月には市独自に「吉川市放射性物質除染計画（第1期計画：平成23年11月～平成24年3月）第1版。以下「除染計画」という。」を策定し、子どもたちに影響のある個所から順次除染を実施した。

そして12月28日に国の「汚染状況重点調査地域」に指定されたため、改めて「放射性物質汚染対処特措法」に基づく除染計画を策定（第5版まで改定）し、除染にかかる費用について、国に支援を求めるとともに、学校、公園等の除染を実施した。

## 1.1 関係機関との連携体制の整備【 危機管理課、消防本部、東日本高速道路㈱、放射性同位元素使用事業者 】

### (1) 通報連絡体制の整備

市及び消防本部は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱施設の箇所、所在地及び取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。

また、放射性同位元素使用施設の管理者は、何らかの要因により、放射性同位元素等の漏洩等放射線の発生による放射線障害のおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応がとれるよう、あらかじめ消防機関、警察、市、県、国に対する通報連絡体制を整備するものとする。

さらに、市、消防本部及び東日本高速道路㈱、放射性物質取扱事業者等は、放射性物質事故が発生した場合の職員の非常参集体制を整備するとともに、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、関係機関との連携等について、職員への周知を図るものとし、県及び市は、放射線関係事故発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線システム等の整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図るものとする。

## 1.2 緊急被ばく医療機関との連携【 危機管理課、消防本部 】

市及び消防本部は、県があらかじめ把握する放射線被ばくによる障害の専門的治療に要する医療機関等との連絡体制を整備しておくものとする。

## 1.3 防護資機材の整備【 危機管理課、消防本部 】

市及び消防本部は、放射性物質事故に備えて、救急・救助活動に必要な放射線防護資機材の整備に努めるものとする。

## 1.4 放射線量等の測定体制の整備【 環境課、消防本部 】

市は、放射性物質事故が発生した場合に市内各地点における放射線量等を測定する体制を整備する。

## 1.5 避難収容活動の備え【 危機管理課 】

市は、放射性物質事故が発生した場合の避難収容施設を、あらかじめ検討し、指定するとともに、市民に周知する。

## 第2 放射性物質事故災害応急対策活動計画

本市における放射性物質事故発生現場としては、核燃料物質等の輸送中や医療機関等における火災等が想定される。

このうち、核原料物質、放射性同位元素使用施設での事故発生の場合に放出される放射線による周辺環境への影響は、輸送中における事故のそれと比較して小さいものと考えられる。そのため、対策を定めるに当たっては、輸送中の事故によるものを中心として、その他の場合にあってはこれを援用するものとする。

さらに、本市から比較的近い場所に立地している原子力発電所において放射能漏れの事故が発生した場合に備え、放射線量等の測定体制の整備、避難住民等の外部被ばくの簡易測定及び健康相談について体制をあらかじめ想定するものとする。

また、これら対策を講ずる場合にあっては、国、県などが行う主体的な対策と密接に連携して行うものとする。

### 2.1 事故情報の収集・連絡【関係機関】

#### (1) 核燃料物質等輸送時の事故情報等の連絡

原子力事業者（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）（以下「原災法」という。）第2条第1項第3号に定める者。以下「事業者」という。）の原子力防災管理者は、核燃料物質等（原子力基本法第3条第2号に定める物質及びそれに汚染された物質）の輸送中に核燃料物質等の漏洩等の事故が発生し、それが「特定事象（原災法第10条前段の規定に基づき通報を行うべき事象）」に該当する事象である場合、直ちに原災法施行規則に定める「第10条通報」様式により、また、その後は以下の事項について、消防本部、警察署に通報するとともに、県、市及び安全規制担当省庁などに通報するものとする。

『【資料】第5.2「特定事象通報基準(輸送時の事故)」』参照

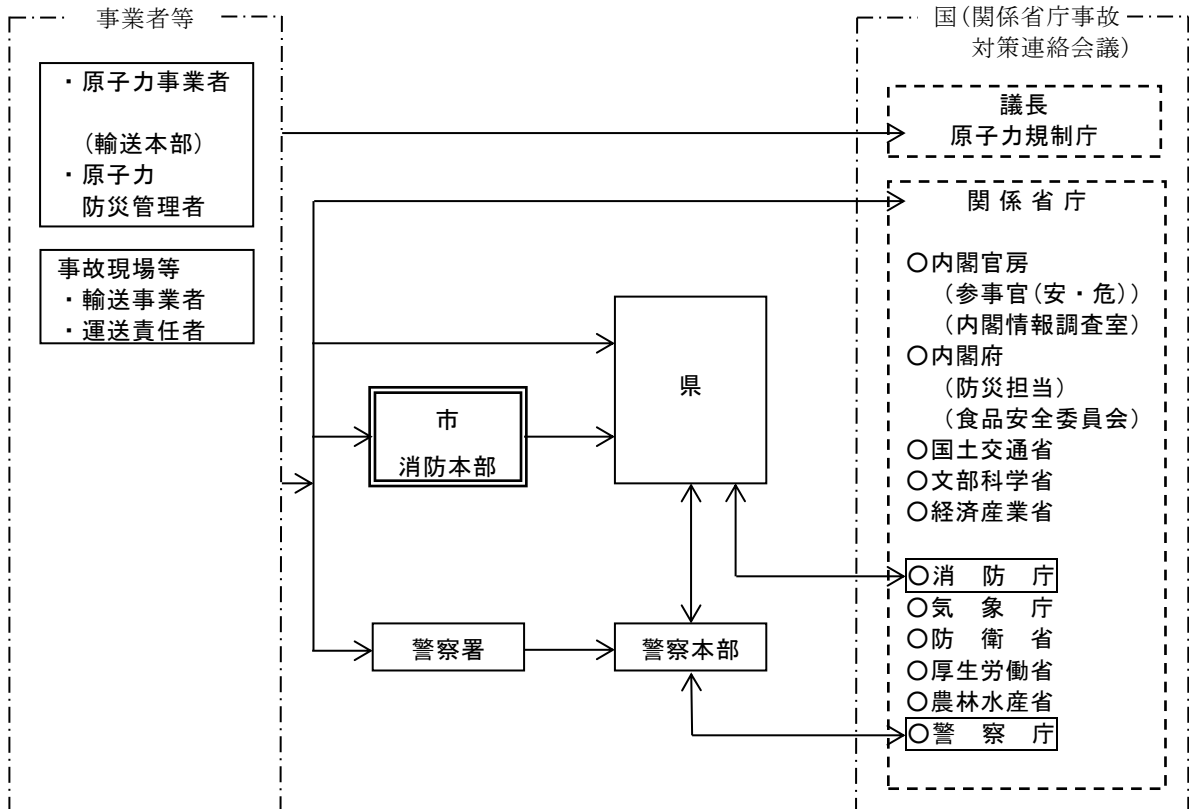
- ① 特定事象発生の場所及び時刻
- ② 特定事象の種類
- ③ 検出された放射線量、放射性物質の状況及び放出状況
- ④ 気象状況（風向、風速など）
- ⑤ 周辺環境への影響
- ⑥ 輸送容器の状態
- ⑦ 被ばく者の状況及び汚染拡大の有無
- ⑧ 応急措置
- ⑨ その他必要と認める事項

市は、事業者などから受けた情報について、県、道路管理者、警察及び消防など関係機関等との間で、情報の交換などを行うものとする。

#### (2) 核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統

核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統は、次のとおりとするものとする。

□核燃料物質等輸送時の事故（特定事象）発生に係る連絡系統



※通報先は、事故発生現場を管轄する県、市町村、消防本部、消防機関、警察署とする。

(3) 応急対策活動情報の連絡

事業者の原子力防災管理者は、県、市及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡するものとする。

市は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。また、県は、県が実施する応急対策の活動状況等を市に連絡するものとするとともに、国などに、応急対策の活動状況等を随時連絡するものとする。

2.2 活動体制の確立【危機管理課、消防本部、原子力事業者等】

(1) 原子力事業者等の活動体制

事業者及びその委託を受けて核燃料物質等を輸送する者(以下「事業者等」という。)は、事故の拡大防止のため、必要な応急措置を迅速に講じるものとする。

事業者等は、事故発生後直ちに、関係機関への通報、人命救助、消火、汚染防止、立入制限等の事故の状況に応じた応急の措置を講じるとともに、警察官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置を実施するものとする。なお、事業者等の講ずべき措置は、以下のとおりとする。

- ① 関係機関への通報・連絡
- ② 異常事態発生に伴う放射線モニタリング
- ③ 消火及び輸送物への延焼防止
- ④ 輸送物の移動

- ⑤ 立入制限区域の設定及び立入制限（事故発生現場の半径15m以内について、立入りを制限する）
- ⑥ 汚染の拡大防止及び除染
- ⑦ 放射線障害を受けた者、又は受けたおそれのある者の救出
- ⑧ その他放射線障害の防止のために必要な措置

## (2) 消防本部の対応

核燃料物質等輸送事故の通報を受けた消防本部は、直ちにその旨を市及び県に報告するとともに、事故災害の状況把握に努め、状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助・救急等の必要な措置を講じるものとする。

### ※警戒区域の設定に係る留意事項

警戒区域（応急対策を行うために必要な区域）として、事業者が立入制限を行った事故発生現場の半径100m以内の立入制限区域を含め、道路上で事故発生現場の風上20m及び風下最大2kmの離隔距離を確保する。

## (3) 市の活動体制

市は、事故の状況等を県に報告するとともに、速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制及び災害対策本部の設置等、必要な体制をとるものとし、機関相互の連携を図るものとする。

## 2.3 消火活動【消防本部、原子力事業者等】

核燃料物質等輸送中において火災が発生した場合は、事業者等は輸送作業従事者等の安全を確保しつつ、迅速に消火活動を行うものとする。

消防本部は、事業者等からの情報や専門家等の意見をもとに、消火活動方法の決定及び活動中の安全性を確保し、事業者等と協力して迅速に消火活動を行うものとする。

また、消防本部は、被災の状況により、相互応援協定等に基づき、迅速かつ円滑に応援を要請するものとする。

## 2.4 災害対策本部の設置（原子力緊急事態宣言発出時の対応）【総括班】

原災法第15条に規定する原子力緊急事態に至った場合、国は、原子力緊急事態宣言を発出して、原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置することから、市は、災害対策本部を設置し、原子力災害合同対策協議会の構成員として出席するとともに、必要に応じて、「5 緊急輸送活動」以下の措置を講じるものとする。

『【資料】第5.3「原子力緊急事態宣言発令基準（輸送中の事故）」』参照

## 2.5 緊急輸送活動【産業物資班、救護班、土木施設班、道路管理者、 消防本部、吉川警察署】

### (1) 緊急輸送活動

市及び消防本部は、県と連携して車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

傷病者の搬送は、放射性物質に関する知識を有する者が傷病者の放射性物質の被ば

く状況を確認し、二次汚染を防止する処置を施し、安全が確保された後に搬送する。

**(2) 交通の確保**

道路管理者及び警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用し、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。警察は、緊急通行路を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

交通規制に当たっては、警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡を取るものとする。特に、文部科学省等の国の機関及び応急対策活動に従事する原子力関係機関から派遣される専門家等の通行を優先するなど配慮する。

**2.6 警戒区域の設定【総括班】**

**(1) 警戒区域の設定**

市長は、事業者の原子力防災管理者からの事故情報、緊急時モニタリングの結果、専門家の助言等に基づき、屋内退避、避難を行う区域（警戒区域）を指定するものとする。

**(2) 屋内退避・避難等の実施の指示**

市長は、警戒区域を設定した場合は、県知事に報告し、関係市町村長に通知するとともに、必要な屋内退避、又は避難の措置を市民に講じるよう指示等するものとする。

また、市域を越えてこれらの退避又は避難を行う必要が生じた場合においては、市長は県知事に対し、受入先の市町村が収容施設の供与やその他の災害救助を実施するよう要請するものとする。

これらの屋内退避、避難等の措置についての指標は、次の表のとおりである。

**□屋内退避、避難等の措置**

屋外にいる場合に予測される被曝線量 (予測線量当量) (mSv/y)		防護対策の内容 (注)
外部全身線量	甲状腺等各臓器毎の組織線量	
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避。 窓を閉め気密性に配慮すること。
50以上	500以上	住民は、避難。

mSv：ミリシーベルト

注：防護対策の内容は、以下のとおりである。

屋内退避：自宅等の屋内に退避することにより、その建物の持つ遮蔽効果及び気密性によって放射線の防護を図る。

避難：放射線被ばくをより低減できる地域に移動するものとする。

**(3) 関係機関への協力の要請**

市長は、警戒区域を設定したときは、警察その他の関係機関に対し、協力を要請するものとする。



## 2.7 退避・避難収容活動【避難所班、要配慮者支援班】

### (1) 退避・避難等の実施

市長は、屋内退避対象地域の市民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示をするものとする。

また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設するものとする。

この避難誘導に当たっては、乳幼児、児童、妊産婦、高齢者、障がい者等とその付添人の避難を優先し、必要に応じて車両等による搬送等の措置を講じるものとする。

### (2) 避難所の運営管理

市は、避難所の開設に当たっては、情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努め、円滑な運営管理を図るものとする。

また、市は、避難所ごとに、避難者の早期把握に努めるとともに、避難所の良好な生活環境の維持に努めるものとする。

### (3) 要配慮者（高齢者・障がい者等）への配慮

市は、乳幼児や児童、妊産婦、高齢者、障がい者等に関する避難誘導や避難所生活に十分配慮するものとする。

特に、高齢者、障がい者の避難所での健康状態の把握に努めるとともに、健康管理対策に努めるものとする。

『【資料】第5.4「OILと防護措置について」』参照

## 2.8 市民への情報伝達【広報情報班、市民支援班、関係機関】

### (1) 周辺住民への情報伝達活動

市及び防災関係機関は、県と連携し、核燃料物質等事故・災害の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供に当たっては、防災行政無線、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮するものとする。

### (2) 市民への的確な情報の伝達

市は、市民に対し、安否情報、道路施設などの復旧状況等の情報を積極的に伝達するものとする。

### (3) 市民等からの問合せへの対応

市は、必要に応じ、速やかに市民等からの問合せに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置体制等を整備するものとする。また、効果的・効率的な情報の収集、整理及び提供に努めるものとする。

## 2.9 放射性物質等の除去【原子力事業者】

事業者は、関係市町村及び防災関係機関との連携を図りつつ、事故終息後も汚染拡大防止に努めるとともに、事故現場及び周辺環境における放射性物質の除去・除染を行うものとする。

## 2.10 飲料水・飲食物の摂取制限【水道施設・給水班、産業物資班、救護班】

市は、警戒区域を設定した場合など、事業者の原子力防災管理者からの事故の情報、緊急時モニタリングの結果及び国、県の指導、助言又は指示に基づき、必要に応じ、当該区域等における飲料水、飲食物の摂取制限を行うものとする。

『【資料】第5.4「OILと防護措置について」』参照

## 2.11 被害状況調査及び住民の健康調査【避難所班、環境衛生班、救護班】

### (1) 被災住民の登録

市は、県の指示に基づき、避難所に収容した住民の登録を行なうものとする。

### (2) 被害調査

市は、県の指示に基づき、次に掲げる事項に起因して被災地の住民が受けた被害を調査するものとする。

- ① 退避・避難等の措置
- ② 立入禁止措置
- ③ 飲料水、飲食物の制限措置
- ④ その他必要と認める事項

### (3) 住民の健康調査

市は、退避・避難した地域住民に対して、必要に応じ健康調査を実施し、住民の健康維持を図るものとする。

緊急被ばく医療が必要と認められる者に対しては、あらかじめ把握している医療機関と連携を図り、収容等を行うものとする。なお、この場合において、搬送等を行う場合は、二次汚染に十分配慮し、実施するものとする。

## 2.12 放射性物質取扱施設事故対策【関係機関】

### (1) 事故情報の収集・連絡

#### ① 放射性物質取扱施設での事故情報等の連絡

放射性物質取扱事業者は、施設において、何らかの要因による放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合は、速やかに以下の事項について、県、市、警察、消防機関及び国の関係機関に通報するものとする。

- ア 事故発生の時刻
- イ 事故発生の場所及び施設
- ウ 事故の状況
- エ 気象状況（風向、風速など）
- オ 放射性物質の放出に関する情報
- カ 予想される災害の範囲及び程度等

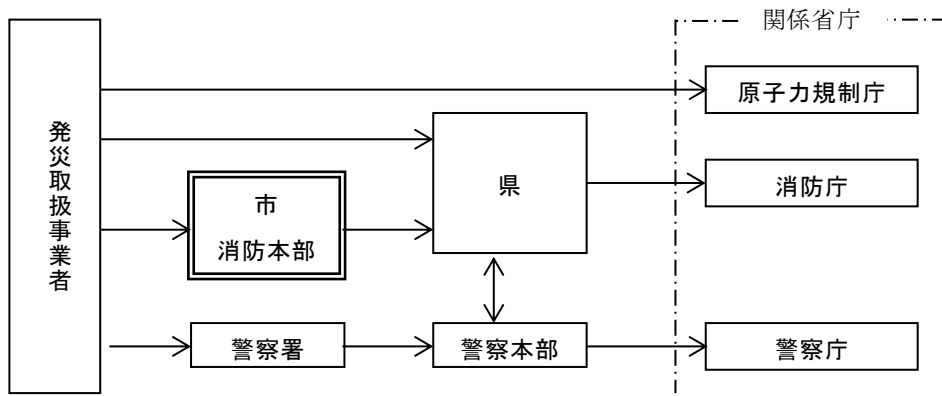
キ その他必要と認める事項

県は、放射性物質取扱事業者から受けた情報を直ちに総務省消防庁及び市町村など関係機関等へ連絡するものとする。

② 放射性物質取扱事業所の事故情報の収集・連絡系統

放射性物質取扱事業所の事故情報の収集・連絡系統は、次のとおりとする。

□放射性同位元素取扱事業所での事故発生の場合に係る連絡系統



③ 放射性物質による事故災害の影響の早期把握のための活動

県は、国と連携し、必要に応じて、放射性物質による環境への影響について把握するものとする。

④ 応急対策活動情報の連絡

放射性物質取扱事業者は、県、市及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡するものとする。

市は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡するものとするとともに、国に、応急対策の活動状況等を随時連絡するものとする。

(2) 活動体制の確立

活動体制の確立は、『本章 本節 第2「2.2 活動体制の確立」(P538)』を準用する。

2.1.3 原子力発電所事故応急対策【環境衛生班、産業物資班、広報情報班、水道施設・給水班、避難所班】

第4編第2章第3節2.4～2.1.1については、原子力発電所事故応急対策にも準用するものとする。

ただし、警戒区域の設定の範囲については、緊急時モニタリング及び県・市による放射線量の測定の結果等を踏まえて検討を行う。

## 1 放射線量等の測定体制の整備

### (1) 市内の空間放射線量の測定と放射線量の分布の把握

市は、公園や校庭等の日常生活に密着する場所において、空間放射線量の測定を実施し、市内における放射線量の分布を把握するものとする。

### (2) 飲料水及び農畜産物の放射性物質測定体制の整備

市は、飲料水及び農畜産物の安全性を確保するとともに、風評被害を防ぐため、「原子力施設等の防災対策について」（昭和 55 年 6 月、原子力安全委員会）及び「環境放射線モニタリング指針」（平成 20 年 3 月、原子力安全委員会）等に基づき、県と緊密な連携を取りながら、飲料水の放射性物質の測定を実施し、市民に迅速かつ的確な情報を提供するとともに、必要に応じて飲料水及び農畜産物の摂取制限等を行うものとする。

### (3) 除染後の除去土壌等の放射性物質測定体制の整備【環境衛生班】

市は、学校、公園等の土壌を除染し、除去土壌を市内に保管した場合には、定期的に空間放射線量率を測定することで、放射能濃度に応じた適切な管理を行うものとする。

『【資料】第 5. 5 「市で保管している除去土壌の状況一覧」』参照

## 2 市民への的確な情報提供

市は、市民に対し、測定した空間放射線量等の結果を迅速かつ的確に情報提供する。

## 3 他県からの避難者の受入れ

他県において原発事故が発生した場合の本市における避難者の受入れについては、『【本文】第 2 編 第 3 章 第 3 節「第 4 避難対策」(P156~170)』を準用する。

なお、東海第二原子力発電所から 30km 圏内に位置する茨城県水戸市と平成 30 年 12 月 25 日、また、浜岡原子力発電所から 31 km圏内に位置する静岡県焼津市と令和 5 年 3 月 24 日に、原発事故を想定した県外広域避難に関する協定を締結した。

## 第4節 道路災害

### 第1 道路災害予防計画

地震や水害その他の理由により道路施設被害、橋梁の落下、斜面及び擁壁の崩落等の道路構造物の大規模な被害が生じた場合並びに危険物を積載する車両の事故などにより危険物等が流出した場合の予防対策について定める。

#### 1.1 道路の安全確保【道路課、道路管理者】

##### (1) 道路交通の安全のための情報の充実

道路管理者は、熊谷地方気象台が発表する気象、地象、水象に関する情報を有効に活用できる体制を整備しておくものとする。

また、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るため、道路パトロールの実施等による情報の収集・連絡体制を整備するものとする。

さらに、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に災害発生危険性についての情報等を迅速に提供するための体制を整備するものとする。

##### (2) 道路施設等の整備

###### ① 危険箇所の把握

道路管理者は、災害の発生するおそれのある危険箇所をあらかじめ調査・把握し、道路施設等の防災対策を行うものとする。

また、災害の発生するおそれのある道路区間を、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間として事前設定し、交通関係者、地域住民及び道路利用者に広報するものとする。(ただし、市域には「異常気象時通行規制区域」及び「特殊通行規制区間」は設定されていない。)

###### ② 予防対策の実施

道路管理者は、以下の予防対策に努めるものとする。

ア 道路施設等の点検を通じ、現状の把握に努める。

イ 道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。

ウ 道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。

エ バイパスの整備や多車線化などにより、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

また、道路管理者は、災害が発生した際、道路施設等の被害情報の把握及び応急復旧活動を行うために必要な体制をあらかじめ備えておくとともに、災害からの円滑な復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料の整備に努めるものとする。

###### ③ 資機材の整備

道路管理者は、被災した道路施設等の早期復旧を図るため、あらかじめ応急復旧用資機材を保有しておくものとする。

## 1.2 情報収集、連絡体制の整備【危機管理課、道路管理者】

市及び道路管理者は、国、県、関係市町村、関係都県、警察、消防本部等の関係機関との間に情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

## 第2 道路災害応急対策活動計画

地震や水害その他の理由により道路施設被害、橋梁の落下、斜面及び擁壁の崩落等の道路構造物の大規模な被害が生じた場合並びに危険物を積載する車両の事故などにより危険物等が流出した場合の対策について定める。

### 2.1 災害情報の収集・連絡【関係機関】

#### (1) 事故情報等の連絡

道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合には、速やかに県、市、関係都県及び国（国土交通省）と相互に連絡を取りあうものとする。

#### (2) 災害発生直後の被害情報の収集・連絡

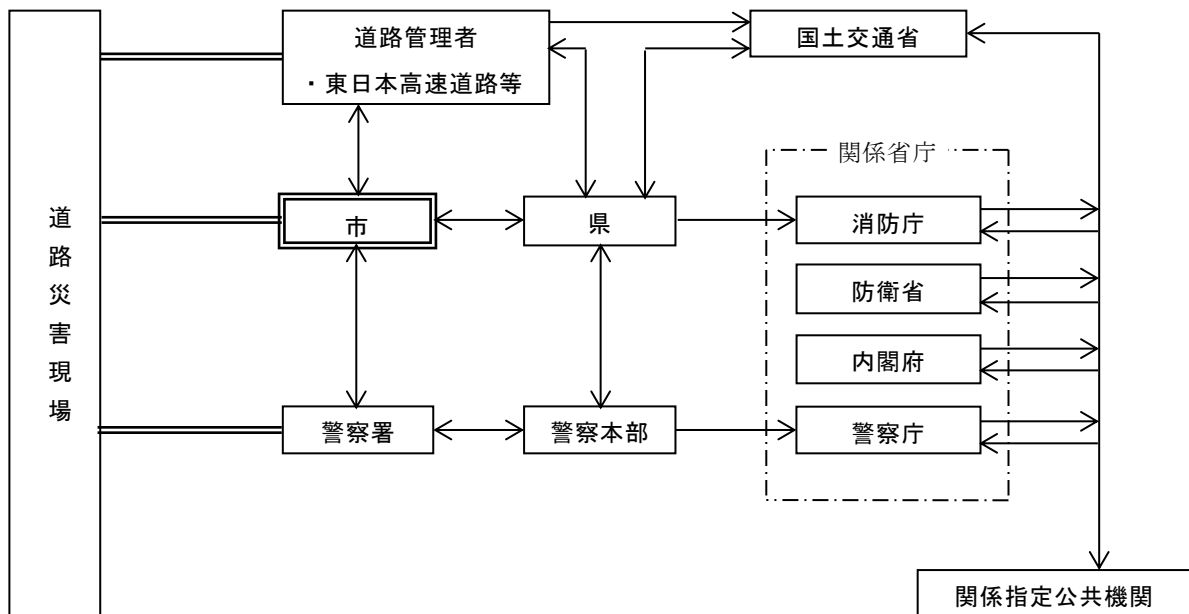
道路管理者は、被害状況を県、市、関係都県及び国（国土交通省）と相互に連絡を取り合うものとする。

市は、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、収集した被害情報を直ちに県に連絡するものとする。

#### (3) 道路災害情報の収集・連絡系統

道路災害情報の収集・連絡系統は、次のとおりとする。

#### □道路災害情報の収集・連絡系統



#### (4) 応急対策活動情報の連絡

道路管理者は、国（国土交通省）に応急対策活動の実施状況、対策本部設置状況等を連絡するものとする。

市は、県に応急対策活動の実施状況、対策本部設置状況等を連絡するとともに、応援の必要性を連絡するものとする。

## 2.2 活動体制の確立【危機管理課、道路課】

市は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報等の収集活動に努めるとともに、応急対策を検討し、必要な措置を講じるものとする。

また、市は、大規模な災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、応急対策活動を円滑に行う体制を整えるものとする。

## 2.3 消火活動【消防本部、道路管理者】

### (1) 道路管理者

道路管理者は、県、警察及び市等の要請を受け、迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう協力するものとする。

### (2) 消防本部

消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うとともに、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行うものとする。

## 2.4 緊急輸送活動【産業物資班、救護班、土木施設班、道路管理者、 消防本部、吉川警察署】

### (1) 緊急輸送活動

市及び県は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

### (2) 交通の確保

道路管理者は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するとともに、緊急輸送を確保するため、一般車両の通行の禁止又は制限を行う。

## 2.5 危険物の流出に対する応急対策【消防本部、道路管理者】

### (1) 道路管理者

道路管理者は、危険物の流出が認められた場合、関係機関と協力し、直ちに除去活動や避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

### (2) 消防本部

消防本部は、危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。

## 2.6 応急復旧活動【道路管理者】

道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、道路施設等の仮設等の応急復旧活動を行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。また、道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。



## 2.7 被災者等への情報伝達【 広報情報班、市民支援班、関係機関 】

### (1) 被災者等への情報伝達活動

市、県及び防災関係機関は、相互に連携を図り、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確な情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供に当たっては、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人等の避難行動要支援者を含む要配慮者への伝達に十分に配慮するものとする。

### (2) 市民への的確な情報の伝達

市は、市民に対し、道路災害の状況、安否情報、道路施設などの復旧状況等の情報を積極的に伝達するものとする。

### (3) 関係者等からの問合せへの対応

市は、必要に応じ、発災後速やかに市民や関係者等からの問合せに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置などの整備を図るものとする。また、効果的・効率的な情報の収集、整理及び提供に努めるものとする。

## 2.8 道路災害からの復旧【 道路管理者 】

道路管理者は、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行うものとする。

道路管理者は、復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

## 第5節 鉄道事故災害

### 第1 鉄道事故災害予防計画【危機管理課】

市は、市域内で鉄道事故が発生した場合に、迅速かつ的確に対応できるよう、関係機関との連携体制を整備するものとする。

また、市は、法令、県地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体の協力を得て、応急対策の実施に努めるものとする。

## 第2 鉄道事故災害応急対策活動計画

市域において列車の衝突、脱線、てん覆その他の事故により、多数の死傷を伴う鉄道災害が発生した場合の応急救助対策及び復旧等の諸対策について定めるものとする。

### 2.1 事業者の活動体制【東日本旅客鉄道(株)】

事業者は、事故発生後直ちにその所掌事務に係る事故災害応急対策を実施するとともに、関係機関への通報、人命救助、消火、被害拡大の防止措置、立入制限など、事故の状況に応じた応急措置を講じるものとする。警察官又は消防職員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な処置を実施するものとする。

### 2.2 市の活動体制【危機管理課】

市は、市域に鉄道事故が発生した場合、法令、県地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに市内の公共的団体及び市民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努めるものとする。

### 2.3 連絡通報体制【危機管理課】

市は、市域に鉄道事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関して市で既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。

### 2.4 事故後の応急措置【総括班、避難所班、救護班、消防本部、 東日本旅客鉄道(株)】

#### (1) 避難誘導

##### ① 乗客等の避難

鉄道事故が発生し、乗客等の生命に危険が及ぶ場合は、避難誘導を行う。なお、避難誘導の際は、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者を優先して行う。

##### ア 事業者の対応

事業者は、鉄道事故が発生した場合は、列車内又は駅構内等の乗客等を速やかに安全な場所に避難誘導する。

##### イ 消防本部の対応

消防本部は、鉄道事故が発生した場合は、事業者、警察と協力し、列車内又は駅構内などの乗客等を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに、現場一帯の立入禁止等の措置を講じる。

##### ② 災害現場の周辺住民の避難

鉄道事故が発生し、災害現場の周辺住民の生命財産に危害が及ぶ場合、市長、警察官等は避難の勧告又は指示を行う。

(2) 救出・救助

【活動内容等】

第2編 震災対策編

第3章 震災応急対策活動計画

第3節 混乱期から実施する活動

第2 消防活動

2.1 消防本部による消防活動

4 救助及び救急活動（P150～151）

2.4 救出活動（P153～154）を準用する。

(3) 消火活動

鉄道事故災害は、市街地での脱線、転覆等の場合には、火災面積が広域に及ぶ危険性があり、集団的死傷者の発生が予想されるので、人命の安全確保を最優先に消火活動を実施する。

(4) 応援要請

鉄道事故発生時において、市及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助を実施するものとする。

(5) 医療救護

【活動内容等】

第2編 震災対策編

第3章 震災応急対策活動計画

第4節 緊急救援期から実施する活動

第2 医療救護（P202～204）を準用する。

## 第6節 航空機事故災害

### 第1 航空機事故災害予防計画【危機管理課】

市は、市域内で航空機の墜落等の事故が発生した場合に、迅速かつ的確に対応できるよう、関係機関との連携体制を整備するものとする。

また、市は、法令、県地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体の協力を得て、応急対策の実施に努めるものとする。

## 第2 航空機事故災害応急対策活動計画

市域において航空機の墜落、衝突その他の事故により、多数の死傷を伴う航空機事故災害が発生した場合の応急救助対策及び復旧等の諸対策について定めるものとする。

### 2.1 事業者の活動体制【事業者】

事業者は、事故発生後直ちに東京空港事務所に通報するものとする(航空法第76条)。

また、その所掌事務に係る事故災害応急対策を実施するとともに、関係機関への通報、人命救助、消火、被害拡大の防止措置、立入制限など、事故の状況に応じた応急措置を講じるものとする。警察官又は消防職員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な処置を実施するものとする。

### 2.2 市の活動体制【危機管理課】

市は、市域に航空機事故が発生した場合、法令、県地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに市内の公共的団体及び市民の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努めるものとする。

### 2.3 連絡通報体制【危機管理課】

市は、市域に航空機事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関して市で既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。

### 2.4 事故後の応急措置【総括班、避難所班、救護班、消防本部、事業者】

#### (1) 避難誘導

##### ① 乗客等の避難

航空機事故が発生し、乗客等の生命に危険が及ぶ場合は、避難誘導を行う。なお、避難誘導の際は、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者を優先して行う。

##### ア 事業者の対応

事業者は、航空機事故が発生した場合は、航空機内の乗客等を速やかに安全な場所に避難誘導する。

##### イ 消防本部の対応

消防本部は、航空機事故が発生した場合は、事業者、警察と協力し、航空機内の乗客等を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに、現場一帯の立入禁止等の措置を講じる。

##### ② 災害現場の周辺住民の避難

航空機事故が発生し、災害現場の周辺住民の生命財産に危害が及ぶ場合、市長、警察官等は避難の勧告又は指示を行う。

(2) 救出・救助

【活動内容等】

第2編 震災対策編

第3章 震災応急対策活動計画

第3節 混乱期から実施する活動

第2 消防活動

2.1 消防本部による消防活動

4 救助及び救急活動（P150～151）

2.4 救出活動（P153～154）を準用する。

(3) 消火活動

航空機事故災害は、市街地に墜落した場合には、火災面積が広域に及ぶ危険性があり、集団的死者の発生が予想されるので、人命の安全確保を最優先に消火活動を実施する。

(4) 応援要請

航空機事故発生時において、市及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助を実施するものとする。

(5) 医療救護

【活動内容等】

第2編 震災対策編

第3章 震災応急対策活動計画

第4節 緊急救援期から実施する活動

第2 医療救護（P202～204）を準用する。